

(1) 短期入所生活介護利用料金

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	滞在費 食事代					
① 要介護度別単位数	584	652	722	790	856	(3)参照 ※食費は 朝300円 昼700円 夕480円					
加 算	②機能訓練体制加算						12				
	③看護体制加算(Ⅳ)						23				
	④サービス提供体制強化加算(Ⅰ)						18				
	⑤夜勤職員配置加算(Ⅰ)						13				
	⑥介護職員処遇改善加算(Ⅱ)						39	43	47	51	55
1日当たりの単位合計							689	761	835	907	977
単位合計×地域加算10.83円 (A)							7,461 円	8,241 円	9,043 円	9,822 円	10,580 円
介護保険から給付される金額 (B)							6,714 円	7,416 円	8,138 円	8,839 円	9,522 円
自己負担額(A)－(B) 1割負担							747 円	825 円	905 円	983 円	1,058 円
2割負担						1,493 円	1,649 円	1,809 円	1,965 円	2,116 円	

(2) 介護予防短期入所生活介護利用料金

要介護1	要支援1	要支援2	滞在費 食事代		
① 要介護度別単位数	437	543	(3)参照 ※食費は 朝300円 昼700円 夕480円		
加 算	②機能訓練体制加算			12	
	③サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			18	
	④介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	28		34	
1日当たりの単位合計				495	607
単位合計×地域加算10.83円 (A)				5,360 円	6,573 円
介護保険から給付される金額 (B)				4,824 円	5,915 円
自己負担額(A)－(B) 1割負担				536 円	658 円
2割負担				1,072 円	1,315 円

※ 自己負担額は、現行2割負担の方のうち、所得が一定以上の方は、平成30年8月から3割負担になります。

※ (1)、(2)ともに、厚生労働大臣が定める療養食を提供した時には、療養食加算として1食につき8単位を加算します。

※ (1)、(2)ともに、介護職員処遇改善加算は、ご利用になった日数をもとに算出します。

(①+②+③+④+⑤)×(利用日数)の合計単位数に6.0%を乗じる。

このため、自己負担金も端数処理により僅かに金額が異なる可能性があります。

(3) 居住費(多床室)・食費と段階別自己負担上限額(一日あたり)

利用料負担段階	所得区分		滞在費	食費	自己負担合計額が下記の一定の上限額を超えた場合には、申請により払い戻されます。(高額介護サービス費)		
第1段階	生活保護受給者		0 円	300 円		自己負担上限	
	高齢福祉年金受給者						
第2段階	住民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万以下	370 円	390 円			15,000 円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計80万超	370 円	650 円			24,600 円
第4段階	住民税課税世帯に属する方で第5段階以外の方		840 円	1,480 円			44,400 円
第5段階	課税所得145万円以上の方		840 円	1,480 円	44,400 円		

※ 生計困難者に対する利用者負担額軽減制度適用時、認定証記載内容に応じた軽減が受けられます。

(4) 日用品費 1日 110円

日用品費に含まれる主な内容は以下の通りです。

歯ブラシ・歯磨き粉・義歯洗浄剤・口腔ティッシュ・スキンケア用品(化粧水・乳液)

入浴時に使用するシャンプー・ボディソープ・タオル類・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ等